

蒲郡市道路及び水路用地境界確認事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する道路及び水路用地等（以下「公共用地」という。）に係る境界確認事務に関し必要な事項を定めることにより、当該事務の円滑で適正な実施を図ることを目的とする。

(公共用地の範囲)

第2条 この要綱において公共用地とは、市が管理する次に定めるものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の適用を受ける道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第100条に規定する準用河川
- (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第1項の適用を受ける港湾
- (4) 蒲郡市公共用物の管理に関する条例（昭和51年蒲郡市条例第10号）第2条に規定されるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほかこれらに類するもの

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 境界確認を必要とする者
- (2) 申請地 公共用地に隣接した境界確認をする民有地
- (3) 隣接地 境界確認を行う申請地に接する土地
- (4) 対側地 境界確認を行う申請地に接する公共用地を挟んだ反対側の土地
- (5) 関係土地所有者 申請地並びに申請地の隣接地及び対側地の土地所有者
- (6) 境界確認 公共用地とその隣接地との境界について、蒲郡市と関係土地所有者等が協議のうえ確認すること。
- (7) 不調 公共用地とその隣接地との境界について、境界確認の結果、合意に至らないこと。
- (8) 境界標 コンクリート杭、金属プレート又は金属鋲等によって境界点を示すもの

(境界確認の申請)

第4条 申請者が、境界確認を求めるときは、公共用地境界確認申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出するものとする。

ただし、市長が必要と認める場合は、申請書に添付する書類は、申請書とは別に提出することができるものとする。

- (1) 位置図又は現地案内図（縮尺が1／2500程度のもの）
 - (2) 公図写し（法務局備付けの公図の写しに方位、縮尺及び転写年月日を記載し、境界確認部分を赤色で示したもの）
 - (3) 関係土地所有者一覧表（第2号様式）
 - (4) 登記事項証明書又は登記事項要約書（申請地に係るもの）
 - (5) 仮測量図（縮尺が1／250から1／500程度のもの）
 - (6) 申請地並びに申請地の隣接地及び対側地に関する法務局に提出済みの地積測量図、確定図、換地図等
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請書に記載された申請者の住所又は氏名が、全部事項証明書の所有者名義人の住所又は氏名と異なるが、同一人物である場合は、履歴が判明する資料（住民票、戸籍の附票等）を添付しなければならない。
- 3 申請地の相続登記が未了の場合は、相続人であることを示す相関図又は遺産分割協議書の写しを添付しなければならない。なお、相続放棄している者がいる場合は、相続放棄受理証明書の写しを添付するものとする。

（申請者の範囲）

第5条 申請者は、申請地の所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号の定めるところによる。

- (1) 申請地の所有者が法人の場合は、その法人の代表者とする。ただし、法人が解散又は破産している場合は、清算人又は破産管財人とする。
- (2) 申請地が共有地の場合は、原則として共有者全員とする。
- (3) 申請地の所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。
- (4) 申請地の所有者が未成年、成年被後見人等の場合は、当該所有者を記名の上、法定代理人（親権者、後見人等）とする。
- (5) 開発行為、工事施工又は公用廃止の申請で土地所有者が多数の場合は、その施工者が申請することができる。
- (6) 公共事業施行のため境界確認が必要な場合は、国、地方公共団体、官公庁に準ずる団体及びその管理者の長が、所有者に代わり申請をすることができる。

（申請代理人への委任）

第6条 申請者は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定に基づく登録を受けた者又は測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定に基づく登録を受けたものを代理人として、境界確認を委任できるものとする。この場合の委任の意思は、申請書の申請者欄への署名又は記名押印で確認するものとする。

（書類審査）

第7条 市長は、境界確認の申請があったときは、次の事項を審査するものとする。

- (1) 申請者が第5条第1項に定める申請者の適格を備えていること。
- (2) 境界確認しようとする土地は、第2条各号のいずれかの公共用地であること。
- (3) 申請書に必要事項が記載され、かつ、第4条各号に定める書類添付されていること。
- (4) 申請地及びその付近地の過去における境界確認の有無を確認すること。

（事前調査）

第8条 市長は、境界確認の申請があったときは、境界確認の前に申請地について、必要に応じて次の事項を調査するものとする。

- (1) 旧土地台帳等及び周辺土地の沿革
- (2) 法務局備付けの公図の分筆、合筆等の経過
- (3) 申請地及びその付近地の沿革が確認できる市町村、社寺、旧家等が所蔵する古図、換地図等
- (4) 過去の立会記録、資料等

（立会いの通知等）

第9条 市長は、境界確認を実施しようとするときは、必要に応じて関係土地所有者等と立会いを行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する立会いにあたり、関係土地所有一覧表により立会者を確認するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する立会いを行うときは、申請者に対し、立会場所、立会日、立会時間その他必要な事項を通知するものとする。
- 4 申請者は、前項の通知があったときは、市長が立会いを必要と認める関係土地所有者等に対し、立会いを依頼するものとする。

（境界確認）

第10条 市長は、関係土地所有者全員の合意をもって、境界確認を行うものとする。

る。ただし、関係土地所有者が、境界確認を委任状（第3号様式）等により委任した場合は、その受任者が境界確認を行うものとする。

3 市長は、境界確認に際し、関係土地所有者等が把握している境界標の位置等の情報提供を求めることができる。

4 市長は、仮測量図、公図、関係土地所有者一覧表、その他参考とすべき資料に基づき、境界確認を行うものとする。

（境界確認の省略）

第11条 関係土地所有者のうち、対側地の所有者に係る境界確認は、次の各号のいずれかに該当する場合には省略することができる。

- (1) 公共用地の幅員が4m以上であるとき。
- (2) 第2条第1号の道路について、構造物が設置されていることにより、道路法第8条に基づく市道認定区域が明確なとき。
- (3) 地籍調査、土地区画整理事業、ほ場整備事業等により不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図が作成され、現地に境界標が設置されている区域であり、境界が明確なとき。
- (4) 筆界特定制度又は裁判所の判決により境界が特定又は確定しているとき。
- (5) 平成14年4月1日以降に、測量法第11条に規定する測量の基準に基づく境界確認を行い、当該土地の所有者が境界確認書等に境界を承諾した旨の署名及び押印をしており、かつ、境界確認当時から当該土地の所有者（生存する者に限る。）及び境界標の位置に変更がないとき。
- (6) 土地所有者の所在が不明である等の特別な理由があると市長が認めたとき。

（境界の同意）

第12条 関係土地所有者等は、境界確認した位置について同意した場合は、境界確認書（第4号様式）に署名又は記名押印するものとする。

（境界確定図書の作成）

第13条 市長は、境界確認の協議が調ったときは、申請者に次の書類を提出させるものとする。

- (1) 境界確認書
- (2) 官民境界確定図
- (3) 写真（境界標の近景及び遠景）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(境界確認済証明書の交付)

第14条 境界確認後に、境界確認済みの証明を受けようとする者は、官民境界確認済証明願（第5号様式。以下「証明願」という。）に次の書類を添えて正本及び副本の計2通を市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 公図写し
- (3) 官民境界確定図

2 副本は添付書類である位置図、公図写しを省略することができる。この場合、省略した副本は証明書用とする。

3 市長は、証明願を受理し、内容に不備がないと認める場合は、官民境界確認済証明書（第6号様式）を交付するものとする。

(境界標の設置)

第15条 市長は、境界確認の協議が調ったときは、申請者に官民境界の境界標の設置をさせるものとする。

(申請の取下げ)

第16条 申請者は、申請書を取り下げるときは、公共用地境界確認申請取下願（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(申請の却下)

第17条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、申請書に係る申請を却下することができる。

- (1) 申請者が、市長が提出を求めた書類を提出せず、市長からの催告通知書（第8号様式）による催促の通知後も、60日以内に提出がない場合
- (2) 申請者が、第9条第1項に規定する通知に係る境界確認に応じず、当該確認日から60日以内に境界確認に応じない場合

2 前項の規定により申請を却下するときは、公共用地境界確認申請却下通知書（第9号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項第1号及び前項に定める通知が申請者に到達しないときは、告示をもって通知に変えるものとする。

(境界確認の不調通知)

第18条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、公共用地境界確認不調通知書（第10号様式。以下「不調通知」という。）により境界確認の不調を、申請者に

通知するものとする。

(1) 境界確認の協議が調わない場合

(2) 境界確認の協議が調った日から90日以内に第13条第1項に規定する書類の提出ない場合

(3) 申請地が訴訟中の場合。ただし、訴訟内容により境界確認を行っても支障のないものは、この限りではない。

(4) その他境界を確定することができない場合

2 申請者は、不調通知を受けたときは、速やかに関係土地所有者等にその旨を通知しなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、境界確認事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

公共用地境界確認申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

代理人 住 所
氏 名
電 話 ()

下記土地の境界を確定したいので、必要図書を添えて申請します。

記

1 土地の所在

蒲郡市

2 申請理由

3 添付書面

- (1) 位置図又は現地案内図（縮尺が1／2500程度のもの）
- (2) 公図写し（法務局備付けの公図の写しに方位、縮尺、転写年月日を記載し、官民境界確認部分を赤色で着色したもの）
- (3) 関係土地所有者一覧表（第2号様式）
- (4) 登記事項証明書又は登記事項要約書（申請地に係るもの）
- (5) 仮測量図（縮尺が1／250から1／500程度のもの）
- (6) 申請地及び対側地に関する法務局提出済みの地積測量図、確定図、換地図等
- (7) その他市長が必要と認める書類

4 備考

境界確認を必要とする関係土地所有者等には、申請者が立会い等の依頼をしてください。

年 月 日 調査

関係土地所有者一覧表

	所在地	公簿地目	公簿面積		土地所有者の住所・ 氏名・電話番号	備考
隣 接 地				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		
対 側 地				m ²		
				m ²		
				m ²		
				m ²		

注意事項

- 1 所在地は公図の地番を記入すること
- 2 所有者の電話番号については任意とする。

第3号様式（第10条関係）

委任状

受任者 住所
氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

土地の所在

蒲郡市

上記土地と公共用地に係る境界確認に関する協議を実施し、協議に応じてこれに同意し、又は同意しないこと。

年 月 日

委任者 住所
氏名

第4号様式（第12条関係）

境 界 確 認 書

受 付 番 号	—
確 認 年 月 日	年 月 日

蒲郡市長 様

公共用地との境界は、現地で立会い等が行われた結果、この境界確認及び公共用地の幅員について何等異議無く承諾したことを証拠に署名又は記名押印致します。

境界確認場所の町・字	蒲郡市 町
------------	-------

境界確認者署名欄

土地 地番	土地所有者	確 認 者 住 所	確 認 者 氏 名		土地所有者との 関係
			確 認 者 の 生 年 月 日	本 人 確 認	確 認 月 日
		町	年 月 日	(a)運・マ・住・旅 (b)保・医・年・児 その他()	
		町	年 月 日	(a)運・マ・住・旅 (b)保・医・年・児 その他()	
		町	年 月 日	(a)運・マ・住・旅 (b)保・医・年・児 その他()	
		町	年 月 日	(a)運・マ・住・旅 (b)保・医・年・児 その他()	
		町	年 月 日	(a)運・マ・住・旅 (b)保・医・年・児 その他()	

*太線枠内は、確認者の直筆でご記入ください。(本書により知りえた個人情報
法律等に従い漏洩はしません)

注：本人確認時における
提示書類の種類 { (a) 運：運転免許証、マ：マイナンバーカード、住：住民基本台帳カード、旅：パスポート
(b) 保：国民健康保険証又は政府管掌保険証、医：医療受給者証、年：国民年金手帳、児：児童扶養手当証書
その他：官公庁による発行・発給書類に確認者の氏名・住所・生年月日の記載のあるもの
又は隣地土地所有者、総代等による本人に相違ない旨の申述など

第5号様式（第14条関係）

公 共 用 地 境 界 確 認 済 証 明 願

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者	郵便番号
(土地所有者)	住 所
	氏 名
	電 話 ()
代理人	郵便番号
	住 所
	氏 名
	電 話 ()

下記土地と蒲郡市が管理する公共用地との境界は確認済であることを証明してください。

記

- 1 土地の所在
蒲郡市
- 2 確認年月日
年 月 日 (受付番号 —)
- 3 添付書類
位置図、公図写し、官民境界確定図

第6号様式（第14条関係）

証 明 書

上記願出のとおり、境界確認したことに相違ないことを証明します。

年 月 日 道路・水路 管理者
蒲郡市長

第7号様式（第16条関係）

公共用地境界確認申請取下願

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

代理人 住 所
氏 名
電 話 ()

年 月 日付けで下記土地の公共用地境界確認申請書を提出しましたが、下記の理由により取下げいたします。

記

1 土地の所在

蒲郡市

2 取下げ理由（具体的に）

第8号様式（第17条関係）

催告通知書

年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで下記土地の公共用地境界確認申請書が提出されましたが、下記の内容を催告いたします。速やかに対応くださいますようお願いいたします。

また、期限までに対応していただけない場合は申請を却下させていただきます。

記

1 土地の所在

蒲郡市

2 催告内容

3 回答期限

第9号様式（第17条関係）

公共用地境界確認申請却下通知書

年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで下記土地の公共用地境界確認申請書が提出されましたが、催告するも回答がありませんでしたので却下します。

記

1 土地の所在

蒲郡市

2 却下理由

第10号様式（第18条関係）

公共用地境界確認不調通知書

年 月 日

様

蒲郡市長

年 月 日付けで下記土地の公共用地境界確認申請書が提出されましたが、下記のとおり協議不調となったので通知します。

記

1 土地の所在

蒲郡市

2 不調理由